

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## ◆子ども・子育て支援新制度のねらい

- 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や地域を挙げて、社会全体で子ども子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築する。
- 地域における創意工夫を活かし、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する。

## ◆子ども・子育て支援新制度の方向性

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
  - ・待機児童の解消
  - ・地域の保育を支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

## ◆主なポイントと内容

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
- 地域の子ども・子育て支援の充実⇒13項目の事業実施（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

## ◆子ども・子育て支援新制度の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき事業計画を策定し、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担⇒子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円
- 政府の推進体制⇒一元的に内閣府において所管
- 地方版子ども・子育て会議の設置⇒日野市の場合、すくすくプラン推進協議会の継承をイメージ

## ◆実施条件等

- 新制度の施行は、消費税の10%への変更（平成27年10月）と連動しており、最速で平成27年4月の施行を想定

## 給付・事業

### ◆子ども・子育て支援給付

#### ●施設型給付

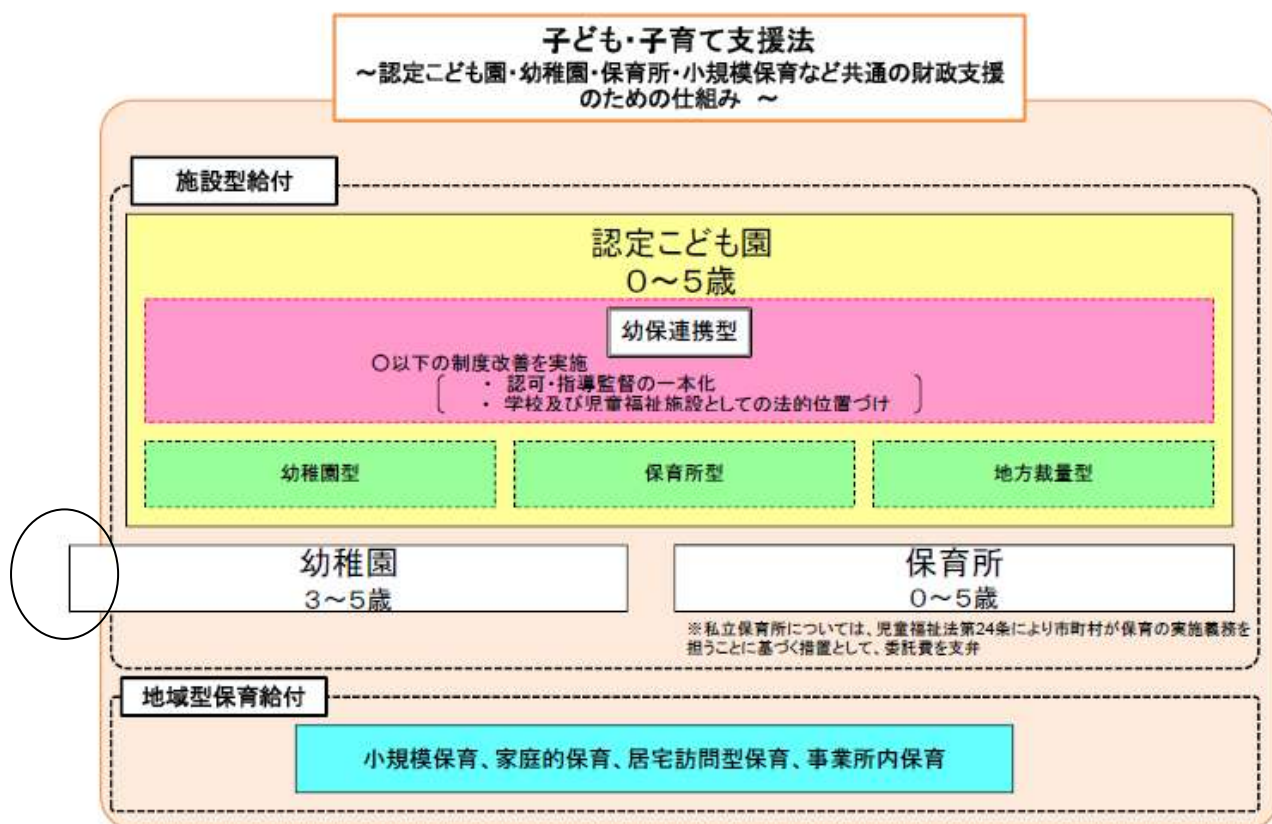
認定こども園、幼稚園、保育所

#### ●地域型保育給付

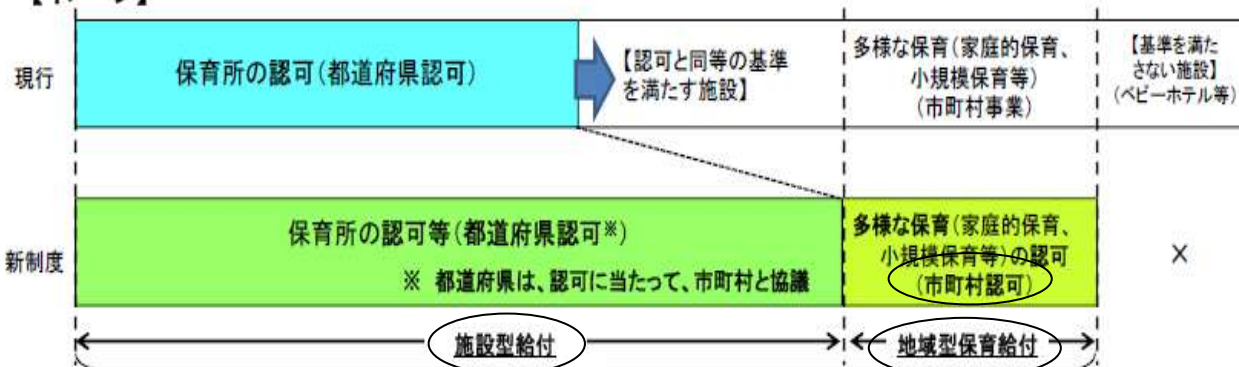
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

#### ●児童手当

現行制度と同様

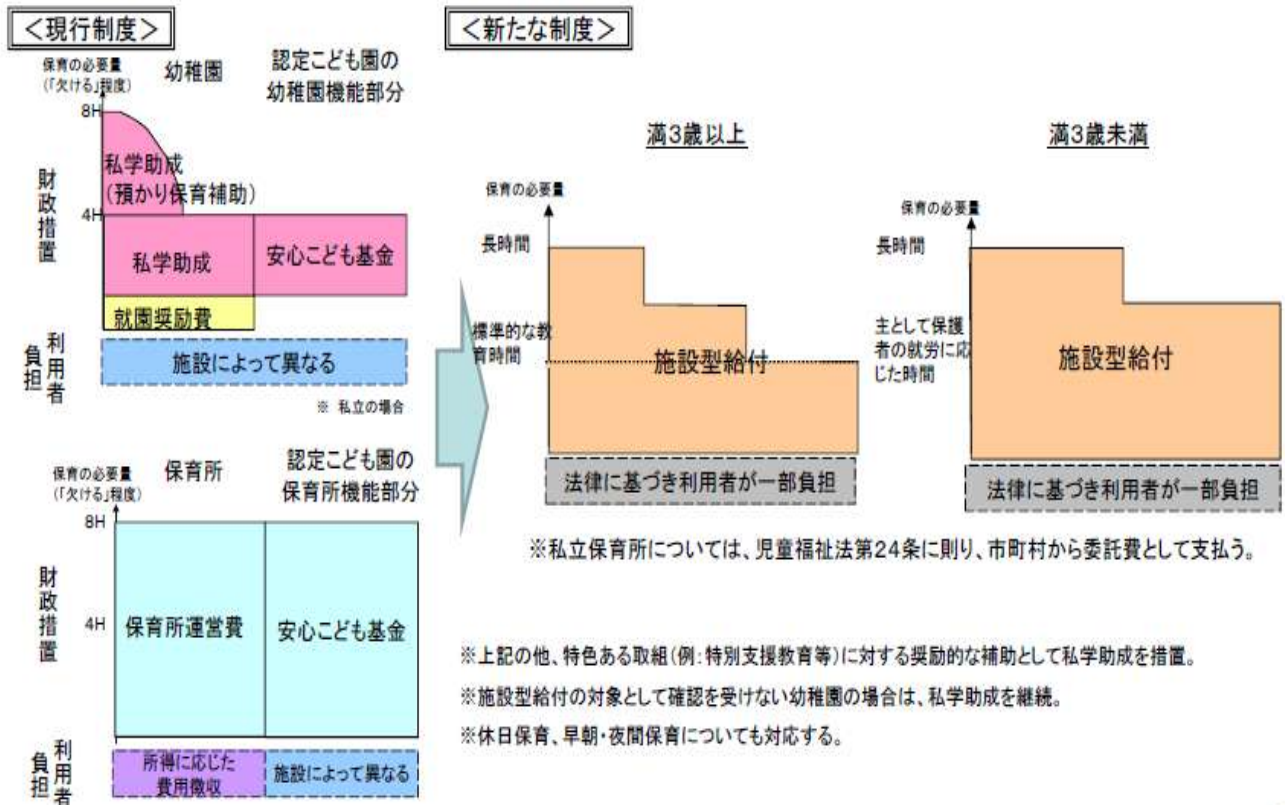


### 【イメージ】



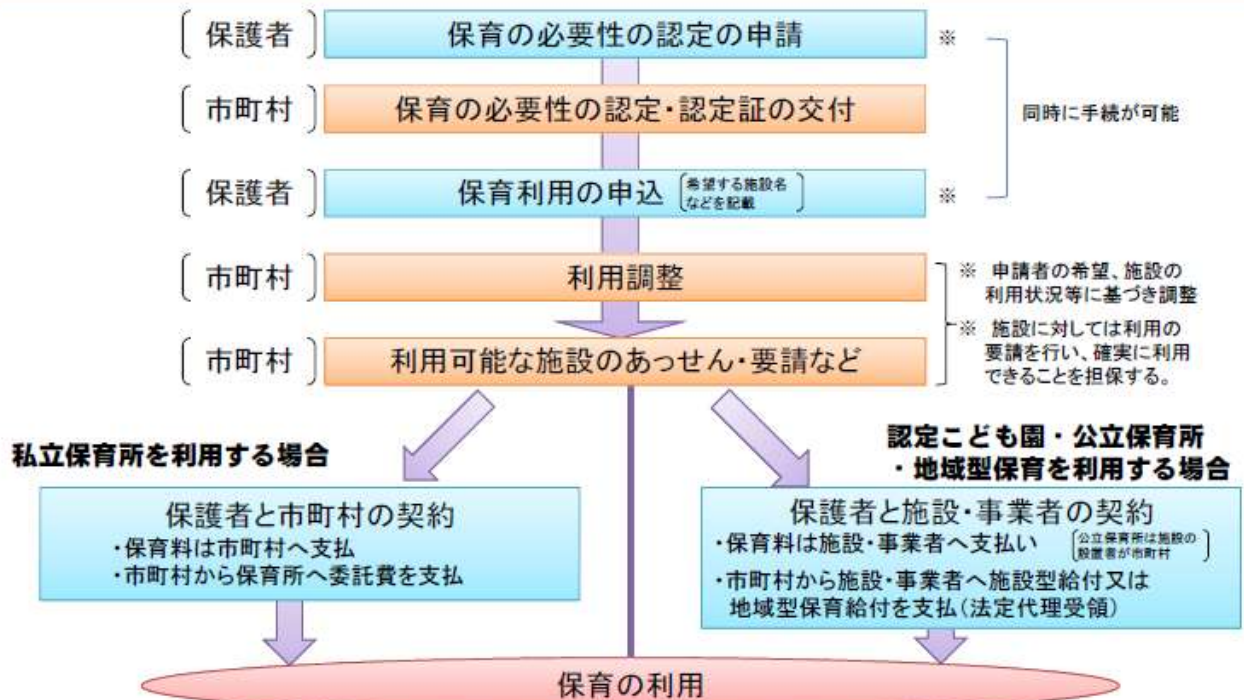
認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

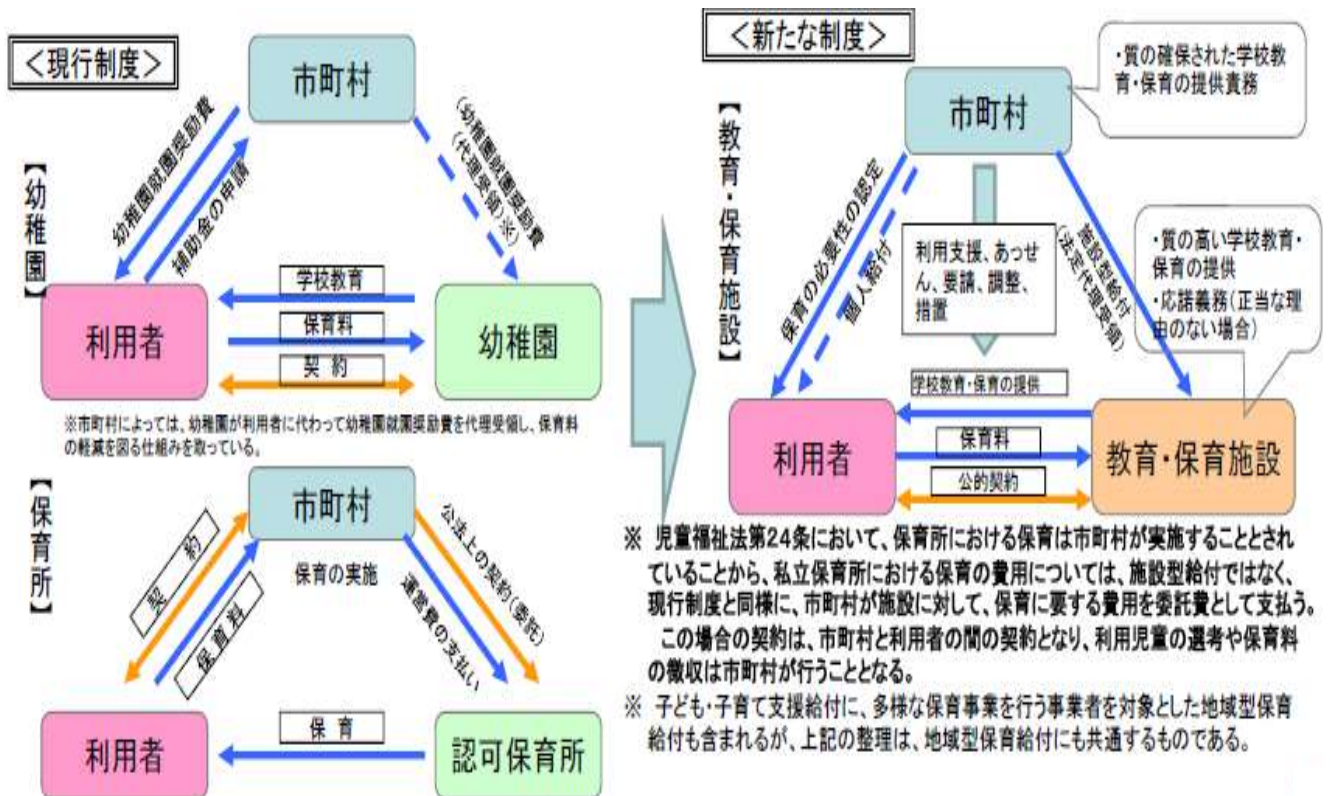


◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順（イメージ）

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。







### 本制度での保育に関する市町村の役割(イメージ)

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

### 改正後の児童福祉法

- ◎市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、**保育所において保育しなければならない**。 ※私立保育所には、施設型給付に代えて市町村より委託費を支払い
- ◎市町村は、**認定こども園、家庭的保育事業等**により、保育を必要とする子どもに対し、**必要な保育を確保するための措置を講じなければならない**。

➡ **保育所以外による保育に関するただし書きを削除し、地域のニーズに応じた手段で全ての子どもに保育を保障**

- ◎市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

#### ◎市町村による**利用調整**

- ◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、**市町村による保育の利用勧奨、支援、措置**
- ◎やむを得ない事由により利用できない子どもに対する**市町村による保育の措置**

### 子ども・子育て支援法

- ◎**全市町村**における**市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備**【現行は特機児童50人以上の市町村のみ】
- ◎施設型給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化
- ◎市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施
  - ・市町村の関与の下での適切な契約の締結
  - ・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援
- ◎質の確保された給付の提供



# 地域子ども・子育て支援事業

## 地域子ども・子育て支援事業の概要

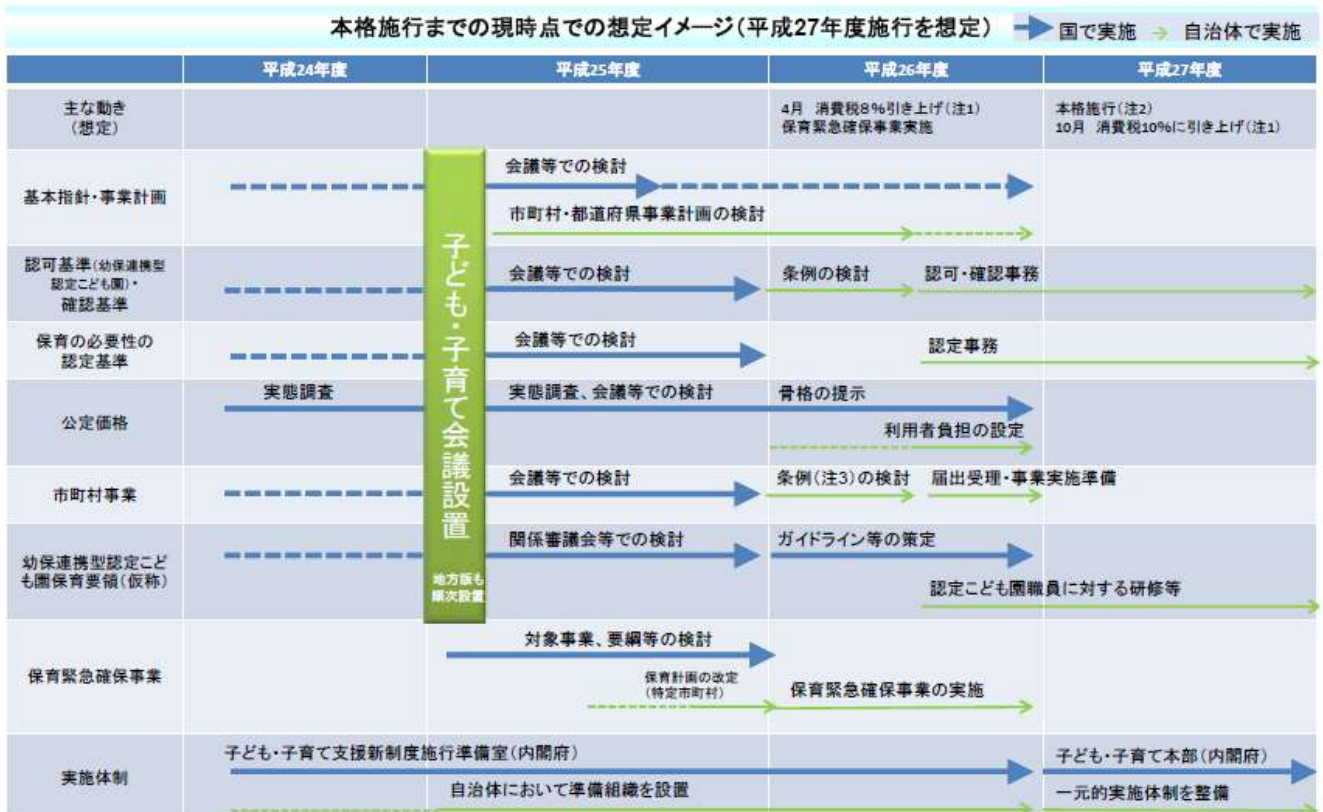
- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業  
その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

※②～⑩の事業については、児童福祉法等により現在も事業を実施。現行の事業の現状を踏まえつつ、これらを子ども・子育て新制度上に位置づけるにあたって必要な事業の充実や運用の改善について、それぞれ検討する(※ただし妊婦健診については、「望ましい基準(厚生労働大臣が定める)」を、現行の局長通知をベースに策定する)。

※「⑪放課後児童クラブ」については、今般の児童福祉法改正で、市町村が条例で人員等の基準を定めることとされたところであり、国は条例のための基準(厚生労働省令)等について検討する。

※⑫、⑬の事業については、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。

## 今後のイメージ (H27.4施行を想定した場合)



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。